許可番号００４０００００１９２

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
氏　　名　松田産業株式会社
［法人にあっては、名称及び代表者の氏名］　代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事　村　井　嘉　浩

宮城県知事印

許可の年月日　令和８年６月８日
許可の有効年月日　令和１５年６月７日

複写禁止

１　事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）

| 品目 | 取扱 | 品目 | | 取扱 |
|---|---|---|---|---|
| 燃え殻 | ○ | 鉱さい | | × |
| 汚泥 | ○ | がれき類 | | × |
| 廃油 | ○ | 家畜ふん尿 | | × |
| 廃酸 | ○ | 家畜の死体 | | × |
| 廃アルカリ | ○ | ばいじん | | ○ |
| 廃プラスチック類 | ○ | これらの産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの | | × |
| 紙くず | ○ | | | |
| 木くず | ○ | 産業廃棄物（石綿含有） | 汚泥 | ○ |
| 繊維くず | × | | 廃プラスチック類 | ○ |
| 動植物性残さ | ○ | | ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | ○ |
| 動物系固形不要物 | × | | がれき類 | × |
| ゴムくず | × | 水銀使用製品産業廃棄物 | | ○ |
| 金属くず | ○ | 水銀含有ばいじん等 | | ○ |
| ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず | ○ | 自動車等破砕物 | | × |
| 備　考 | | | | |

※○：取り扱うもの　×：取り扱わないもの

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

３　許可の条件
なし


この用紙には、不正防止処置を施してあります。

4　許可の更新又は変更の状況

平成　４　年　６　月　８　日許可
平成　９　年　６　月　８　日更新許可
平成１０年　３　月　３　日変更許可
平成１４年　６　月　８　日更新許可
平成１６年　４　月１３日変更許可
平成１９年　６　月　８　日更新許可
平成２４年　６　月　８　日更新許可
平成２６年　９　月１９日変更許可
令和　元　年　６　月　８　日更新許可
令和　８　年　６　月　８　日更新許可

5　積替え許可の有無　　(有)・無

市名　仙台市　　許可番号　第０５４１２０００１９２号

6　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)

複写禁止



この用紙には、不正防止処置を施してあります。

許可番号００４５００００１９２

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号
氏　　名　松田産業株式会社
［法人にあっては,名称及び代表者の氏名］　代表取締役　松田　芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の５第１項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事　村　井　嘉　浩

許可の年月日　　令和２年７月１日
許可の有効年月日　令和９年６月３０日

複写禁止

1　事業の範囲
別表のとおり。

2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

3　許可の条件
なし

4　許可の更新又は変更の状況
平成５年７月１日許可
平成１０年７月１日更新許可
平成１５年７月１日更新許可
平成１５年７月１日変更許可
平成２０年７月１日更新許可
平成２４年１１月１４日変更許可
平成２５年７月１日更新許可
平成２９年８月２９日変更許可
令和２年７月１日更新許可
令和２年７月１日変更許可（「汚泥（１，４－ジオキサン）」，「廃油（１，４－ジオキサン）」，「廃酸（１，４－ジオキサン）」及び「廃アルカリ（１，４－ジオキサン）」の追加）

5　積替え許可の有無　　(有)・無
市名　仙台市　　許可番号　第０５４６２０００１９２号

6　規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　(有)・無

備考
市長が交付する許可証については，積替え許可の有無の記載は不要とすること。

複写禁止

別表

| 根拠法令 | | 特別管理産業廃棄物 | 取扱 |
|---|---|---|---|
| 令2の4第1号 | | 廃油(産業廃棄物である揮発油類，灯油類及び軽油類) | ○ |
| 令2の4第2号 | | 廃酸(水素イオン濃度指数(pH)２．０以下のもの) | ○ |
| 令2の4第3号 | | 廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH)１２．５以上のもの) | ○ |
| 令2の4第4号 | | 感染性産業廃棄物 | × |
| 令2の4第5号 | | 特定有害産業廃棄物 | |
| | イ | 廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等 | ○ |
| | ロ | ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物 | ○ |
| | ハ | ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物 | × |
| | ニ | 廃水銀等 | ○ |
| | ホ | 指定下水汚泥 | × |
| | ト | 廃石綿等 | × |

| 令2の4第5号 へ・チ～ル 有害物質名＼廃棄物名 | 燃え殻 | 汚泥 | 廃油 | 廃酸 | 廃アルカリ | 鉱さい | ばいじん |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水銀又はその化合物 | － | ○ | － | ○ | ○ | × | × |
| カドミウム又はその化合物 | × | ○ | － | ○ | ○ | × | × |
| 鉛又はその化合物 | × | ○ | － | ○ | ○ | × | × |
| 有機燐化合物 | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| 六価クロム化合物 | × | ○ | － | ○ | ○ | × | × |
| 砒素又はその化合物 | × | ○ | － | ○ | ○ | × | × |
| シアン化合物 | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| PCB | － | × | － | × | × | － | － |
| トリクロロエチレン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| テトラクロロエチレン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| ジクロロメタン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| 四塩化炭素 | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| １，２－ジクロロエタン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| １，１－ジクロロエチレン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| シス－１，２－ジクロロエチレン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| １，１，１－トリクロロエタン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| １，１，２－トリクロロエタン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| １，３－ジクロロプロペン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| チウラム | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| シマジン | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| チオベンカルブ | － | ○ | － | ○ | ○ | － | － |
| ベンゼン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | － |
| セレン又はその化合物 | × | ○ | － | ○ | ○ | × | × |
| １，４－ジオキサン | － | ○ | ○ | ○ | ○ | － | × |
| ダイオキシン類 | × | × | － | × | × | － | × |

| | | |
|---|---|---|
| 令2の4第6号 | ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの) | × |
| 令2の4第7号 | ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でﾀﾞｲｵｷｼﾝ類の基準に適合しないもの) | × |
| 令2の4第8号 | 汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの) | × |
| 令2の4第9号 | ばいじん(輸入廃棄物) | × |
| 令2の4第10号 | 燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの) | × |
| 令2の4第11号 | 汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの) | × |
| 備考 | | |

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの　◎：積替え又は保管行為を含むもの　×：取り扱わないもの